

令和4年度 水産金融について



水産庁 漁政部水産経営課長
魚谷 敏紀

漁業経営は、経営規模に比して漁船等多額の設備投資を必要とすることから、昨今の厳しい漁業経営環境下では、新たな代船建造等の設備投資に踏み切れない現状となっている。特に近年では大規模な自然災害が頻発するとともに、資源状態の悪化による国際規制の強化など、漁業環境をめぐる状況は目まぐるしく変化しており、このような自然災害等の影響を受けやすい漁業者に対するセーフティネットを構築し、早期に漁業経営を再建することが重要となっている。

このため、水産基本計画及び「水産政策の改革について」に基づき、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の取り組みを推進するため、引き続き、金融面から漁業経営を

支え、経営改善漁業者や被災漁業者等が経営改善や早期の災害復旧等のために必要な資金が円滑に融通されるよう必要な支援を講じる必要がある。

水産庁における令和4年度の主な金融支援策としては、経営改善漁業者や被災漁業者に対し、利子助成、無担保・無保証人による融資・保証を推進し、保証料助成等を集中的に実施するほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する支援を継続している。また、沿岸漁業改善資金について法改正が行われ、従来の都道府県からの融資に加え、民間金融機関からの転貸が可能となったことにより、信用保証の対象となったところ。具体的な支援策については以下のとおりである。

1. 漁業経営基盤強化金融支援事業

令和4年度予算額：209百万円
(融資枠 262億円)

① 経営改善漁業者向け利子助成

漁業経営改善計画の認定を受けた「経営改善漁業者」が同計画を達成するため公庫資金又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、経営改善漁業者の金利負担の軽減（実質無利子化）を図る。

対象借入額の上限：貸付条件により
9千万円～4.5億円

助成期間：資金種類により
5年または10年

② 被災漁業者等向け利子助成

自然災害等により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、負担の軽減（実質無利子化）を図る。

対象借入金の上限：貸付条件により
1千万円～5千万円

助成期間：5年

2. 漁業者保証円滑化対策事業

令和4年度予算額 563百万円*

① 回収金減少支援事業

積極的な設備投資の促進や浜プランの実行

を図るため、経営改善漁業者等について、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る融資・保証を推進することとし、当該保証に

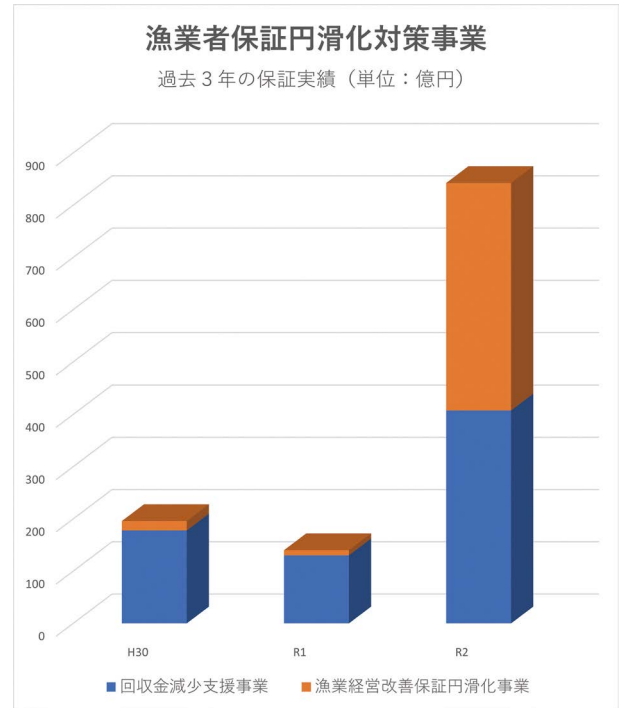
係る求償権償却経費について保証機関、保険機関にそれぞれ交付する。(保証枠:160億円)

②漁業経営改善保証円滑化事業

経営改善漁業者等が借り入れる漁業近代化資金等について、保証機関の保証に要する保証料負担を一定の期間(5年間)軽減することで、経営改善漁業者等の一層の漁業経営の改善の取組を支援する。

(保証枠:147億円)

(※予算額には①②の他に過年度事業の保証引受に係る助成額を含む。)



3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する支援

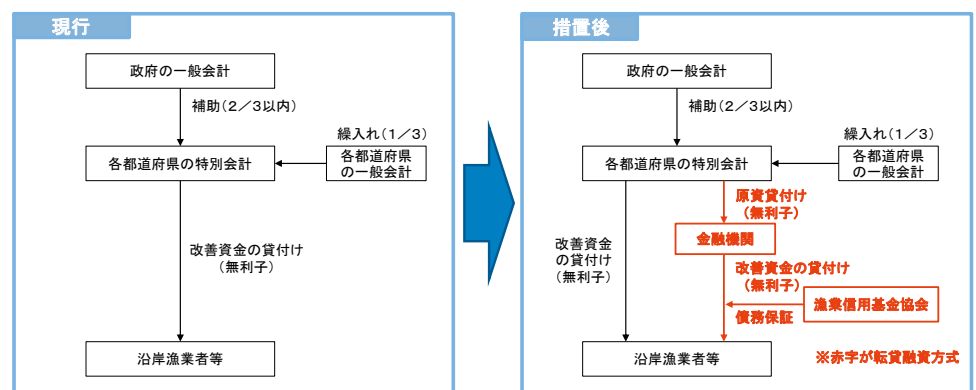
新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者に対し、運転資金等の実質無利子化、実質無担保化及び保証料助成措置の金融支援を令和2年2月より継続して実施している。新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、本措置についても6度に

わたる実施期間の延長を行ったところであり、現時点では令和5年3月まで※の実施について上記1. ②及び2の事業内で措置されているところである。

(※公庫の無担保化の措置は令和4年9月まで)

4. 沿岸漁業改善資金の制度改正について

沿岸漁業改善資金については従来、沿岸漁業者が自主的に行う近代的な漁業技術及び生活スタイルの導入や青年漁業者の技術習得等に対して、政府の助成の下で都道府県に特別会計を設置し、都道府県が無利子で漁業者に対して貸付けを行ってきたが、地方からの提案を受け、令和3年通常国会において、地方分権一括法により、沿岸漁業改善資金助成法及び中小漁業融資保証法の改正が行われた結果、都道府県が金融機関に必要な資金の貸付けを行い、当該金融機関が



沿岸漁業従事者等に対して沿岸漁業改善資金の貸付けを行うことが可能となった。これに伴い、金融機関が行う沿岸漁業改善資金の貸付けについて、漁業信用基金協会が行う債務保証の対象とすることとなった。本措置については令和4年4月1日より施行されている。